

2019 年 5 月 14 日

各正会員
事務局責任者 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事 森谷 賢

モーダルシフト等推進事業の募集開始について (周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物処理業における地球温暖化防止に効果的な対策としては、輸送形態の9割を占めている陸上輸送（トラック輸送）だけでなく、海上輸送も組み合わせた輸送形態へ変換（モーダルシフト）し、輸送効率化を向上させることも有効であります。

このような状況の中、標題に関する事業の公募が、国土交通省ホームページにて公表されました。

つきましては、貴職におかれましても貴協会会員に対し周知頂く等、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

特に「低炭素社会実行計画」における第1カテゴリーの企業の方々には、周知をお願いいたします。（平成31年4月19日付・全産連発第34号、参照）

詳細につきましては、国土交通省ホームページをご確認いただければと存じます。

記

【事業名】 モーダルシフト等推進事業

【概要】 温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取り組みを支援する。

【URL】 http://www.mlit.go.jp/report/press/R01_ms_subsidy

【公募期間】 2019年5月13日（月）～2019年6月14日（金）17:00必着

【連絡先】 国土交通省 総合政策局 物流政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

Tel : 03-5253-8111（内線53-334） Fax : 03-5253-1559

担当 : 宇賀神、西川、森田

（連合会担当：横山）

各地方運輸局、神戸運輸監理部
及び沖縄総合事務局同時発表

令和元年 5 月 13 日
総合政策局物流政策課

令和元年度「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の募集を開始します

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取り組みを支援する「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)について、本日より募集を開始いたします。

1. 対象となる事業

- (1) 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業
【総合効率化計画策定事業】
- (2) 物流総合効率化法の総合効率化計画に基づき実施される、モーダルシフト等の実施事業
【モーダルシフト推進事業・幹線輸送網集約化推進事業】

2. 事業概要

- (1) 補助対象事業者
荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会
- (2) 補助対象経費(補助率)
総合効率化計画策定事業(定額、上限 200 万円)
モーダルシフト推進事業・幹線輸送網集約化推進事業(最大 1/2、上限 500 万円)
- (3) 令和元年度予算額
37 百万円

3. 応募方法

国土交通省 Web サイト(下記 URL)に掲載されている交付要綱、実施要領及び応募要項等をご覧頂き、申請様式に必要事項をご記入の上必要書類を添えて最寄りの地方運輸局等へご提出下さい。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html

4. 今後のスケジュール

応募期間：令和元年 5 月 13 日(月)～**6 月 14 日(金) 17 時まで**(必着)

補助対象事業者の認定：8 月初旬頃を予定

5. 補助対象期間

総合効率化計画策定事業：交付決定の日～令和 2 年 2 月 29 日(土)

モーダルシフト推進事業・幹線輸送網集約化推進事業：

総合効率化計画認定の日または令和元年 8 月 1 日(木)のどちらか遅い方～令和 2 年 2 月 29 日(土)

※総合効率化計画の認定の標準処理期間は 1 ヶ月となっております。

【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課 担当：宇賀神、西川、森田

電話：03-5253-8111(内線 25-402、53-334)

：03-5253-8799(直通)

FAX：03-5253-1674

モーダルシフト等推進事業

トラック輸送から大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換(モーダルシフト)等を、荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する。

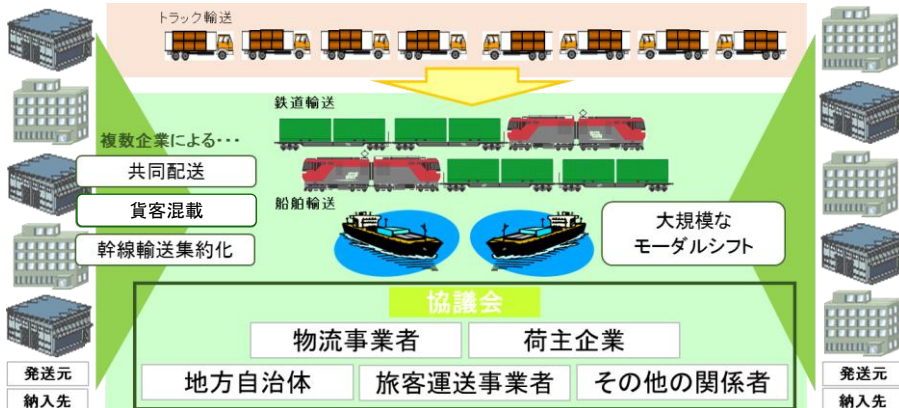
「モーダルシフト等推進事業」

モーダルシフト等の物流総合効率化法に基づく取り組みにおいて、協議会の開催等の事業計画の策定に要する経費への支援を行う。またモーダルシフト及び幹線輸送の集約化について、初年度の運行経費の一部に対する支援を行う。

支援対象となる取り組み	計画策定経費補助	運行経費補助
大量輸送機関への転換	モーダルシフト	補助率: 1/2以内 上限500万円
	幹線輸送の集約化	
トラック輸送の効率化	共同配送	補助率: 定額 上限200万円
	その他のCO ₂ 排出量の削減に資する取り組み	

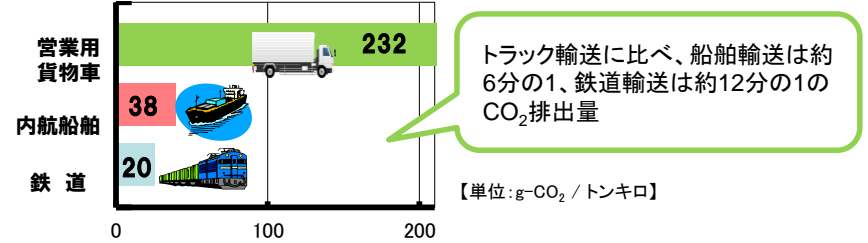
- ・ 計画策定経費の支援を通じ、大きな効果が期待できるが実現が容易ではない「多様・広範な関係者による合意形成」を促進。
- ・ 計画実行開始後、2年間の実績を報告。
- ・ 物流の効率化を通じ、労働力不足対策等に貢献。

多様・広範な関係者の合意形成による取り組みのイメージ

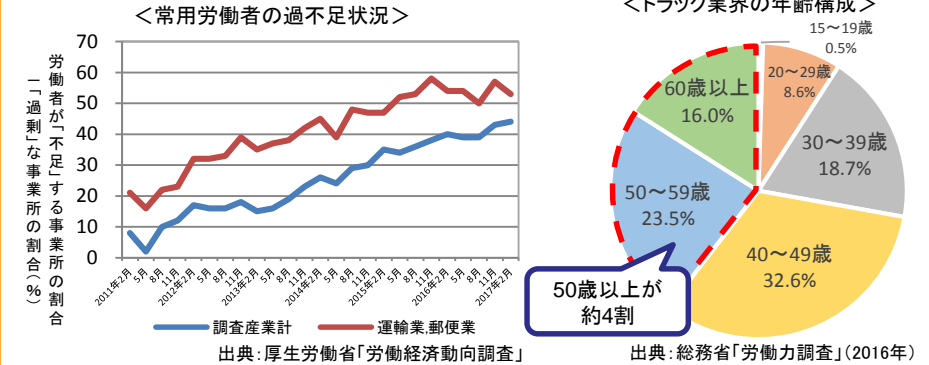


参考

○輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(2017年度)



○労働力不足の深刻化



○総合物流施策大綱(2017年度~2020年度)(平成29年7月閣議決定)(抜粋)

- ③共同物流により積載等のムダをなくす・輸送モード間の連携・協働(モーダルシフト)で効率的に輸送する
- 複数の事業者が連携・協働して共同物流を実施することによって、積載率の向上、倉庫や車両の稼働率の向上、コスト削減等を図り、物流効率化を推進するとともに、道路ネットワークとの連携を高めつつ輸送効率に優れた鉄道又は船舶による輸送の活用を促進する(略)。

○モーダルシフトに関する指標(総合物流施策推進プログラム(平成30年1月)(抜粋)

- ①鉄道による貨物輸送トンキロ【2016年度 197億トンキロ → 2020年度 221億トンキロ】
- ②内航海運による貨物輸送トンキロ【2015年度 340億トンキロ → 2020年度 367億トンキロ】